

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年6月29日まで縦覧に供する。

平成21年5月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年4月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人スローシティプロジェクト

山下 裕二

観音寺市豊浜町姫浜1259番地6

3 定款に記載された目的

香川県の中、西讃において少子高齢化などによって増加している遊休地や利活用されていない建物の活性化事業などを通して古い町並みや景観の保全、交流人口や定住人口の増加によるまちの活性化、そして地元の資源を使った新しい商品開発や観光開発などコミュニティビジネスの構築を目的とします。